

# 国家・民主主義・労働運動\*

—同時代の社会民主主義的論議を背景にして見たヘルマン・ヘラーの分析—

W・ルートハルト

安世舟訳

## 一

「民主的・社会的法治國家かそれとも独裁か?」<sup>(1)</sup> という定式でワイメーレ共和国期にヘルマン・ヘラーによって総括された政治理論的構想は、最近の社会科学的論議では、「ブルジョア民主主義を首尾一貫させてさらに発展させようと(2)したものの」であった、と解釈されている。しかしヘラーの立場と、そして彼の目指した「ファシズムの脅威からの脱出策」は、その内容を見る限り、「イタリア・ファシズムの道を歩むべきではないと、ドイツのブルジョアジーに單に訴えかけている」ものにすぎなかつた。例えは、一九三二

年に全般的な社会的危機現象に直面して、今や、唯一の社會政治的な明確な目標觀念として後々まで影響力を持つことになる「労働者階級の支配」を選びとつて、エルンスト・フレンケルとは対照的に、ヘラーはこうした「革命的帰結を……もはやまったく引き出すことはなかつた」<sup>(4)</sup>と、さらに論証されている。こうした辛辣な批評を、本稿では、それが分析的・体系的な点で、また歴史的・政治的な点で妥当なのかどうかを検討してみたいと思う。

こうした検討を企てるために、まず初めに、ヘラーの構想(Konzeption)をテーマ風に素描して置く必要がある。次に、私は本稿の叙述を進めて行く中で「私と」同時代人の

分析を用いてそれと私自身の立場とをつき合わせてみると、によって、私自身の立場を規定し、それを定式化することにした。

ヘルマン・ヘラーの政治理論的構想を支えていたものは、次の二つの有意的な戦略的基本前提であった。すなわち、その一つは、ブルジョアジーの民主的部分との妥協政策を選択したという点である。つまり、ヘラーは、一九一八年末から翌年にかけての時期から一九二三年までの間に社会民主主義的労働運動と民主的ブルジョアジーの間に結ばれた連合の政治を永続化させたいと欲していたが、この連合の政治を、他ならぬ一九二九年から一九三〇年にかけての時期からの数年間においても、貫して尊重して行くことを要求していたのである。それ故に、重要なことは「労働者階級の支配」を目指し、それを打ち立てることである。<sup>(6)</sup> という当時の社会民主主義的労働運動の内部で大いに広まっていた、かの「フレンケルの」定式は、その論理と内容の点で、事実上、「ヘラーによつて」排斥されていたのだつた。ヘラーの政治理論的構想におけるその第一の基

本前提は、とりわけ一九二九年から三〇年にかけての時期の後における、同じくブルジョア民主主義の妥協のない擁護の中に見出すことができる。こうしたヘラーの立場を批判的に再構成するなら、次のようなテーマが定式化されることにならう。すなわち、左派社会民主主義の政治構想を含めて、社会民主主義の政治構想というものは、ワイマール共和国の政治的条件下では、いずれにせよ、必然的に断固とした反ボルシェヴィズム的立場にならざるを得なかつた、<sup>(7)</sup> というテーマである。このテーマを論理的に首尾貫させて行くと、それは、唯一の政治的な連合の相手を当時の民主的なブルジョアジーのスペクトルの内部に求めざるを得ない、ということを意味した。「とするならば」社会民主主義の政治を挫折させた原因は、原則的に、「党や組合の」組織構造の硬直化といふいわゆる「内部の原因」に求めるべきではないし、さらにそれは「改良主義の破産」<sup>(8)</sup> という論争的な定式では捉えられるものではない。私の考えによると、当時の民主主義の政治と社会民主主義の政治には帝政によつて押しつけられた「制限的諸条件」（オット

ー・キルヒハイマー<sup>(10)</sup>）が多かれ少なかれ打ち砕かれることが、ワイマール共和国にまで持ち越されていて、それが一般的にいって、共和国の政治的・社会的・文化的・経済的な

「枠組み条件」<sup>(11)</sup>として共和国の体系の中に組み込まれていたのであった。こうした前提条件から推論されることは、

次の点である。すなわち、例えば、ドイツ社会主義労働者党（SAPD）の形態をとった社会民主党左派の一部の分離や、社会民主党を支持する膨大な労働者大衆の内部における急進化現象において確認されるような、社会民主主義的労働運動の政治的・社会的状況を「労働者階級の支配」というまでの政治的・社会的状況が一九三一年中頃から一九三三年初めまでの政治的・社会的状況を「労働者階級の支配」というドグマの意味する方向に変革することができたであろうかというと、そうではなかった、という点である。「そうであるならば、社会民主主義の政治にとっての」唯一の最小のチャンスはブルジョア共和国の部分的安定の中にもしか存在しなかつたであろう「と推論される」。もつとも、こうした安定も、ブルジョア階級の内部で場合によってはその戦闘的部分が、社会民主主義的労働運動とブルジョア民主

主義を支持しようとした場合においてのみ可能であつたらう、と考えられる。

## 二

ヘルマン・ヘラーは、『法治国家か独裁か』という彼の闘争文書の中で、当時の社会的状況からの決定的な脱出策として彼によつて打ち出された「社会的法治国家」の内容が「実質的法治国家思想の労働と財貨の秩序への拡大」に求められるべきである、というテーマを提起した。彼は、ワーマール憲法第一五一条から一六五条までに規範化された社会法的・経済法的な基本権を首尾一貫して尊重するというその立場からして、一九二八年に「経済民主主義」<sup>(13)</sup>の標語で定式化された多数派社会民主党と自由労働組合の構想をはつきりと支持した。このヘラーの選んだ構想は、明らかに、いわゆる「小さな数歩」の理論と政策——これは、今日のシステム理論によると、社会的下位システムの民主化であると、定式化できるものであるが——を内容として含んでいたが、このことは、今日の研究状態から見て、さ

らに詳論を要しま(14)い。

「社会的法治国家」の定式は、さらにヘラーの場合、それ以上に、次のような意味を持つていた。すなわち、彼は、この定式を社会民主主義的労働運動特有の社会的な目標観念よりもより狭い意味で捉えていたこと、そして同時にブルジョアジーが彼らの政治的・社会的利益を追求する際に用いることのできる実質的形式よりもより一般的に捉えていた、ということである。したがって、この点では、

「社会的法治国家」とは、社会の大きな潮流である労働運動とブルジョアジーをして各々の利害を平和的・適法的に調整させることのできる形式以外の何ものでもなかつたのである。しばしばヘラーと反対の立場にある者として決めつけられている、オットー・キルヒハイマーその人が、「この点に留意して」一九三一年末、次のように書いたのである。

「社会的対立を階級的・集団的力関係のその時々のレベルにおいて調整することは、ドイツの法秩序や、変わり易い連合政党国家の非英雄的課題であった」と。

勿論、ヘラーの見解には、一連の前提と推論が含まれておらず、それらは、概念的に、そして内容的にさらに詳しく展開させてみると、次の通りになる。

- ・同時代の社会民主主義的論議の内部でも、実質的法治国家のテーゼには異論があつた。エルнст・フレンケル(18)は、すでに一九三一年にこのテーゼに異議を唱えて、まさに「形式的」法治国家に対して実体的攻撃が加えられていく時期に、その「実質的」拡大ということは、「もつと後になつて気遣うべき事のように思われる」、と批判した。

- ・『法治国家か独裁か』というヘラーの著作は、確かに、「興味深いものであるが、しかし、その問題提起の仕方の故にこそ、非常に問題のある著作」であるといえよう、とキルヒハイマー(19)は、一九三〇年に主張した。

- ・上述したように、ヘラーによると、「社会的法治国家」は、労働運動とブルジョアジーの共通の土台を成すべきものであつた。この前提から推論されることは、現存の対立は原則的に解決可能な利害対立として解釈され、したがつて敵対的対立としては解釈されないということであつた。

・さらに推論されることは、労働運動は、長期間にわたつての妥協的な政治的実践に有利なよう、その綱領に掲げた政治的な目標観念を引っ込める用意があるという点であつた。勿論、社会民主主義的労働運動の政治的実践は、この前提に余すところなく合致するものであった。

・労働運動の「パートナー」である民主的ブルジョアジーが、まず第一に、その実体においてなお存在しているということ、第二に、彼らが政治的にはこうした「ヘラーの」構想の政治的条件を「労働運動と」共に擁護するということ、第三に、彼らが、必要な場合には主觀的にも客觀的にも、政治的・社会的妥協の<sup>ポリティック</sup>政治を戦闘的に守るために、全力を尽くすに違ひないことが、上記の前提にふさわしい推論として引き出される。

・最後に、ヘラーの政治構想においてその実現を担う勢力として考えられていたのは、戦略的には、社会民主主義的労働運動であり、そして連合政治的・連合戦略的には、――民主的な――ブルジョアジーとその諸政党であった。しかし、労働運動の共産主義的部分は彼にとって――その理由は理

解されるのであるが――何ら政治的意味を持つていなかつた。

### 三

ヘラーの立場を成り立たせる上において決定的役割を演じたものは、民主的ブルジョアジーが連合政治的に中心的な名宛人とみなされなくてはならないというテーマである。こうした実情であるならば、ドイツのブルジョアジーの「民主的信頼度」に関する問題が提起されよう。<sup>(20)</sup>

ドイツのブルジョアジーは、その歴史的・政治的な発展の中で、一九世紀になつて、ドイツの権威主義的官憲国家の腕に守られたその経済的安全のために、民主主義的自由主義思想を放棄してしまつていた。とりわけ、一九世紀の八、九〇年代において、工業プロレタリアートの増大と、それらによる政治的・社会的組織の広範囲にわたる再編の企ての高まりに怯えて、彼らは、その経済的権力の政治的権力への転換を望まなかつたし、またそうすることもできなかつた。その代わりに、彼らは、部分的な政治参加で満足し、そして市民の私有財産に対する行政的介入を可能な限

り少なくし、しかもそれが法律によつてのみ、あるいは法律に基づいてのみ行なわれるようなシステムを作り上げようとした。その際、経済自由主義によつて追求されたのは、私的な自由権の領域は原則的に無制限であり、それに對して国家の介入権限は原則的に制限されねばならない、という原則であった。<sup>(21)</sup> 政治的には、組織された労働運動は、圧倒的多数のブルジョアジーが保守的で反動的な大農利益と共に協調し合う、消極的な標点を成していた。<sup>(22)</sup> ホルスト・エームケは、こうした事態の展開がワイマール共和国でも続行し、同共和国の崩壊は「ドイツ・ブルジョアジーの問題のある政治的伝統の結末」であった、という見解を示した。<sup>(23)</sup>

ワイマール共和国の設立局面は、言うまでもなく、こうした事態の展開の中の無視することのできない一齣を画したものであった。社会的・経済的レベルにおけるワイマール共和国の基礎は、自由労働組合と重工業の企業家団体との同盟であり、政治的レベルにおけるその基礎は、社会民主党、中央党、民主党の同盟であった。こうした

「共和国の」設立局面とこの時期に結ばれた政治的妥協を、ヘルマン・ヘラーのみならず、フランツ・ノイマンも、いつも念頭に置いており、一九二九年未から三〇年初めにかけての時期以降も、依然として、共和国初期に実行された政策<sup>(ボリティック)</sup>を十年後になつても、もとより社会条件の変化した中で、貫して尊重して行くことを望んでいたのであつた。「何をさておき、まず第一に守るべきはワイマールだ！」(Erst einmal Weimar!) という有名な語句を、ノイマンは、一九三〇年春に公刊されたオットー・キルヒハイマーの小冊子『ワイマール——そして次に何が来るか？』(Weimar - und dann?) に反論する意図を込めて、同年秋に定式化しているが、この有名な語句に彼の願いが明確に表明されていた。キルヒハイマーは、一九三〇年に、政治的・社会的妥協政策、および、とりわけこうした政策の基礎が破壊されてしまつているとみなしていたし、そして、社会民主主義の政治<sup>(ボリティック)</sup>とワイマール共和国の未来をもはや社会的関係総体の「革命化」の中にしか見ないが故に、一九一八年末から翌年初めにかけて結ばれたブルジョアジーや

企業家と「労働運動との間」の同盟の解消が決定的になつてしまつてゐると確認していたのに反して、ヘラーやノイマンは、その後も、ブルジョアジーがその歴史的・政治的伝統を放棄することはないという点に賭けていたのであつた。

しかし、ブルジョアジ陣営内の浸食と崩壊の過程は、一九三〇年以降、ますます強まって行くのみであった。エルンスト・フレンケルは、一九三二年に、こう書いた。<sup>(26)</sup>「大部分のブルジョアジーは、独裁の手段を借りて、資本主義的経済秩序を維持するために、その固有の伝統に背を向けて、自由主義思想の所産を犠牲にしようと身構えている」と。

キルヒハイマーもまた、同じ年に、一九一九年に確立された「議会制民主主義的な法的共同体」の前提や、「自由主義的であり、かつ労働者階級との自主的な和解が可能なブルジョアジーの存在と不可分の関係にある」「必要最小限度の共通の基本的了解」<sup>(27)</sup>の前提が存在するのを止めた、と見ていた。

勿論、ヘラーも、一九三〇年以降のブルジョア陣営内部の浸食と崩壊の過程がますますその規模を広げつつあることを知っている。「ヘラーは」ドイツのブルジョアジーに対して、彼らは、その経済的安全のために、数十年間にわたる闘争の中で封建権力から幾分かを戦いとつた市民的な自由権を故意に危険にさらすようなことはしてはならないと、『法治國家か独裁か？』という闘争文書の中でただ外見的に「理想主義的」で「道徳的なアッピール」のように見受けられるようなテーマをもつて呼びかけているが、同書こそは、まさしくこうした「ヘラーの」評価を明らかに示すものである。ところで、ヘラーは、どのような理由から、相も変わらず、共和国の初期に存在していたような、労働運動とブルジョアジーの間の妥協の政治をさらに続行させる方向を選択したのであろうか？ そして、ヘラーが唯一の同盟の相手としてブルジョアジーに固執しながら、同時に、そのブルジョアジーの内部にはもはや民主的実体なるものがその痕跡しか残されていないことを認識していく、こうした選択を行なつたとするなら、それに

は構造的な二律背反が生じないのだろうか？ 最後に、ヘラーは、こうした態度をとつたことによつて、場合によつては、社会民主主義を指向する労働運動と共産主義を指向するそれとの間の政治連合を可能にするような、両者に共通の基盤を必然的に無視することになったのではなかつたかどうか、という問題が提起される。

こうした点では、多数派社会民主主義の政治<sup>(28)</sup>と全く異なるところのなかつた、ヘラーの立場には、政治戦略的に次の三つの問題群が明らかになつて来る。

すなわち、第一に、ヘラーは、はつきりと社会民主主義的労働運動——党、組合、国旗団、文化団体——は、単独でナチスの大衆運動を阻止することができないし、またできなかつる、というテーマ（権力政治的次元）から出発していた、という点である。

第二には、推定できることではあるが、社会民主党そのものの歴史的に成長してきた組織構造<sup>(29)</sup>・政治構想・合法戦略は、ナチスを打倒するための攻撃的・戦闘的戦略に必須の客観的な手掛かりを与えるものではなかつたという点で

ある。勿論、最近、しばしば研究によつて明らかにされてゐるようすに、この点から、ナチスのテロ政治と戦闘的・反動的な攻撃目標を認識し得なかつた社会民主主義の諸組織の理論的・政治的無能<sup>(30)</sup>力を推論するのは適切ではないであろう。

第三には、ナチスを阻止するために、共産主義者との「行動統一」<sup>(31)</sup>ないしは「統一戦線」は可能ではなかつた、という点である。なぜなら、共産主義者の原則的な反社会民主主義的扇動は、それまで止むことなく続けられた中傷とからんで、あらゆる種類の共同行動を妨げていたからである。

#### 四

上述の推論に含まれてゐる意味から次のようないかなる疑問が提起されよう。すなわち、政党政治的配置状況の内部での連合の組み替えが非現実的であると考えられていた時に、「反ファシズム的」戦略としてのヘラーの主張する計画<sup>(コンセプト)</sup>がそもそもいかなる展望をなお持ち得たのであらうか、と

いう疑問である。この疑問は、順序から言って、社会民主主義の政治とほとんど完全に一致するヘラーの定式化した構想の構造的な前提と内容に対する疑問に先行する。それは次の二点についての疑問である。すなわち、まず第一に、構想そのものの内部で場合によつては起り得る構想そのものを成り立たせなくさせるような限界点は何であつたのか、という疑問である。第二に、ある特定の制度的構造と国家装置そのものをはつきりと支持することを決めてしまうことによつて、すでに國家や社会<sup>ゲゼルシヤフト</sup>の形態・構造・機能の変化をもはや理論的に捉えることができず、そしてこの変化を少なくとも政治戦略の修正の中に組み入れることができないなるのではないだろうか、という疑問、そしてもしそうであるならば、どの程度そうであるのか、といふ疑問が提起される。この疑問に続いて、さらに次の疑問が提起される。すなわち、国家装置の内部の権力と構造の変質から、ヘラーは、彼の政治構想をさらに生かして行くために、どのような理論的・実践政治的な考慮を引き出していたのであらうか、という疑問である。「ヘラーと同

じく」同時代において社会民主主義的論議を開いた者の中でルドルフ・ヒルファーディングは、恐らく、社会民主主義の国家論的見解を見事に代表した者の一人であった。彼は、一九二四年に、次のように「社会民主主義の国家論的見解を」綱領的に確認した。<sup>(32)</sup>

「労働者層は、「ワイマール」共和国を自分達の成果とみなしており、彼らはこの国家形態の担い手である。それ故に、この国家形態は、労働者層の熱烈な支持と擁護なくしては、存立不可能であろう。以前硬直的であった政治体制は、今では、弾力的になり、労働者層の影響を受け入れるようになった。権力意識の増大と同時に、労働者階級は、この権力を行使する可能性も与えられた。労働者階級にとって、今や障害を成すように見えるのは、この民主主義国家ではなく、社会的勢力とそれに依存する精神的影响である。「それ故に、国家に対する態度も違つたものになる。」包括的な国家理論の必要性が喚起されている。……民主主義国家の掘り下げた機能理論、すなわち、すべての政治的規定要因の連関性や関係を分析し、こうした政治に

おける本質的なものと共に、国家の本質を明らかにする、そうした機能理論が必要となつてゐる。」

この文章の中で、ヒルファーディングは、——社会民主主義的——労働運動と、その形態においては民主主義的国家との間の、質的に変化した諸関係を説明している。彼の論述には、現代国家が社会現象の複合体として、そして経済社会と再び相關関係を保ちつつ分化した組織形態として、不可欠のものであるという現実が反映されている。さら

に、理論的にそれと関連して、国家が二重の機能において、すなわち、第一に、規制と管理 (Steuerung) の道具として、第二に、社会的組織形態として、その構造において社会的に大きく分化した経済社会の統一性を保証するため(33)に欠くことのできないものであることが述べられて いる。ワイマール期の社会民主党に対し、最近、繰り返し行なわれてきた批判的論議の中で、同党が「中立的國家」観を代表していたというテーゼが打ち出されている。

一九三三年までのドイツの社会民主主義的労働運動の文脈の中で、理論的ならびに政治戦略的に一つの政治構想が追求されて いたが、その構想の中では、国家装置はその民主主義的形態においては社会変革の「そこ」として捉えら

ヘラーも、やはり、こうした問題を論じて いた。『国家学』の中で、彼は、一九三三年にはつきりとカール・ランダウアー(35)の主張に言及して、次のように書いて いる。

「国家権力が経済的に自己の権力を基礎づけることによつて、私的な経済的影響力から政治的に自立する可能性を持つか、さもなければ、経済的指導者の闘争が民主的立法部を彼らの利益のために排除するという、少なくとも一時的な成果を収めるか、のどちらかになるに違ひない。」

このテーゼによつて目論見られていることは、国家的計画を用いて、インフラストラクチャーの領域における措置と同様に、経済権力を装備した国家によつて、ワイマール社会(36)の経済的枠組み条件を、順次、民主主義的・社会国家的な展望を勝ち取る方向へ向かつて変革して行くべきである、という点であつた。

この文章の中で、ヒルファーディングは、——社会民主主義的——労働運動と、その形態においては民主主義的国家との間の、質的に変化した諸関係を説明している。彼の論述には、現代国家が社会現象の複合体として、そして経済社会と再び相關関係を保ちつつ分化した組織形態として、不可欠のものであるという現実が反映されている。さら

に、理論的にそれと関連して、国家が二重の機能において、すなわち、第一に、規制と管理 (Steuerung) の道具として、第二に、社会的組織形態として、その構造において社会的に大きく分化した経済社会の統一性を保証するため(33)に欠くことのできないものであることが述べられて いる。ワイマール期の社会民主党に対し、最近、繰り返し行なわれてきた批判的論議の中で、同党が「中立的國家」観を代表していたというテーゼが打ち出されている。

れていたのであつた。<sup>(37)</sup> こうした背景の中で、やつと、国家とその機能に関するヘラーの発言やそれらについての評価が理解される。勿論、ヘラーは、理論的な点では、ワイメール共和制とその国家にとって決定的な構造的問題、すなわち、国家装置そのものの内部における権力と構造の質的变化の問題を見逃していた。こうした变化の実状を体系的に分析していたのは、とりわけ、オットー・キルヒハイマー<sup>(38)</sup>、エルнст・ハンブルガー<sup>(39)</sup>、エルнст・フレンケル<sup>(40)</sup>、およびフランツ・ノイマン<sup>(41)</sup>であった。

これに對して、「ワイマール憲法に基づく議会制民主主義が人民の構造の中にもはや何らかの社会的基盤も有していない」<sup>(42)</sup> ことがすでに明白になっていた、一九三二年末から翌年初めにかけての時期以降の政治的・社会的・経済的・文化的基盤も有していない<sup>(43)</sup> ことが、ヘラーは、こうした亀裂からその姿をのぞかせていた伝統的な権力エリートの固有の力学とその自立化を、少なくとも分析的に捉えることに、もはや成功していなかつたからである。

「ある程度の決断の自由を持ち、したがつて民主的に拘束されない権力を自由に使用」すべきである、と主張していた。マックス・ウェーバーの伝統や、民主制においても「いつも少数者の法則」<sup>(44)</sup> が作用するという、ヘラーによつ

て受け継がれた「ウェーバーの」テーゼの中に表現されているような、国家的な支配の制度と機構を民主的な意志の形成と決定の過程から切り離すような主張は、国家装置の自立化過程に暗黙裡に手を貸すことになる危険性を内包していた。なぜなら、「国家」と「社会<sup>(ナチス)</sup>」の構造的連関が、具体的な社会的条件の結果として、「国家の自律性」の傾向を強めているのだというような理論化が企てられ、同時に、国家的な権力および決断権を掌握する集団、ならびに官僚団の「一切の社会的・政治的な布置から独立した、国民的秩序の直接の代表者としてその地歩を確保しようとする」意図が表面化されていた時なのに、ヘラーは、こうした亀裂からその姿をのぞかせていた伝統的な権力エリートの固有の力学とその自立化を、少なくとも分析的に捉えることは、もはや成功していなかつたからである。

こうしたヘラーの理論的欠陥の理由を解き明かしてくれるのは、ヘラーがウェーバーの官僚制分析の伝統の中で議論を進めていて、「ナチス政権成立後の」一九三三年末の『國家学』の中でもなお定式化していた、次のようなテ

一ゼである。すなわち、官吏の物質的生存は給料支払いを規則的に受けることで保障されるので、彼らの忠誠は、政治的に変化する政党連合を背景に成立する異なった政府に対してもそれ自体「その給与が支払われる限り」保証される、というテーマである。「ヘラーによると」、「こうした理由から、一九一八年のドイツ官吏団の君主主義的心情は些かも搖がなかつたにもかかわらず、この官吏団から成る官僚制も、たとえ共和国に対する国民としての義務感を一切度外視したとしても、共和国に仕えなくてはならなかつたのである。<sup>(46)</sup>

ヘラーは、実際のところ、職業官僚団がワイマールの議会制民主主義に反対するいかなる政治的な独自の力も發揮することはないであろうと想定していたのであつた。しかし、こうした政治的に「中立的な」職業官僚団<sup>(47)</sup>という、政治的にナイーヴでしかも危険な幻想というものが、官憲国家指向の権力エリートをワイマール憲法体制の中にかえ込んでいたことから、事実上、初めからまぎれ込ませることになつていたばかりでなく、ワイマール共和国期の「官

僚制の」<sup>プラクシス</sup> 実態、そしてこの官僚制が結局のところ、政治的人種的に好ましからざる人物を職業官吏団から「肅正」した後にナチス体制へスマーズに融合していたことは、こうした「ヘラーの」理論的・政治的に誤ったオプティミズムが「ワイマールの議会制民主主義に」いかなる作用を及ぼすことになったかを、後々にまでつづきりと示しているところである。

## 五

さて、上述のところで素描した論述から、いかなる結論が引き出せるのであろうか? 「本稿の」最初のところで引用したブランケの次のような批判、すなわち、ヘラーは、フランケルとは反対に、ましてやそれ以上にキルヒハイマーとは正反対に、急速に変化しつつあつた社会的状況の全体から、「何らかの革命的帰結」をもはや引き出すことはせず、さらにそれと関連して、「労働者階級の支配」という要請をも、事実上幻とみなしていたのだ、という批判は立証されたことになるのであろうか? さらに、ヘラーが

代表していた——当時の社会民主主義の政治<sup>ポリティック</sup>と広範囲に一致するところの——政治構想が——もとも、当時の社会民主主義の政治が、要するに、依然として一九三〇年以後、事実上、あらゆる点でその実体的基盤を失つてしまつて、いたような見解をなおも追求し、その前提にしがみついていた中でのことであるが——分析的に誤つており、政治的にナイーヴであつたというのは正しいのだろうか？

こうした問題設定の中で取り上げて論じたところの「ワイマール共和国の」実情を少しでも考察してみると、今日の研究状態からして、異論の余地のない点は、社会民主党の側からワイマール社会を全体として民主主義的で、かつ社会主義的な社会へ向けて変革しようとして、それを理論的に、政治的に定式化して要求していたが、この要求が政治的・社会的そして経済社会的な権力構造・枠組み条件や文化情勢という所与の条件下で、実現され得なかつたということである。要するに、偉大な社会的選択肢が労働運動のヘゲモニーの要求と共に、中心的公理として前提され、絶え間なく想起され、分析的にも継続して根底的に提

起されている間、その間といふものは、「社会体制の構造的安定と制約の分析」というものが、危機の時でも、政治的行動——それは流れを作り出すか、あるいはそれを効果的に食い止めてしまうかのどちらかであるが——こうした政治行動のチャンスを提供する、かの最小限度の相違に眼を開かせるのに、むしろ適しているように見える<sup>(48)</sup>」というこの点が誤認されることになるのである。

この最後のところで引用した「ブランケの」理論的・分析的立場は、（一）ワイマール共和国期の、歴史的に前もって与えられていた「制限的諸条件」（キルヒハイマー）と経済社会的な枠組み条件を、（二）ワイマール「共和国史」の各局面における、事実上存在していた社会民主主義の政治の行動の余地を、（三）社会民主主義の理論と政策<sup>ポリティック</sup>の理論的・政治的な誤つた評価に関して、それが事実である場合と、あるいは場合によつては後から（post festum）作り上げられた場合とがあるが、この両方のケースを、すなわち、以上の三つの点を現実歴史的にも、また理論史的にも、傾向に応じて適切に分析する上において、途方もなく大き

な可能性を提供するものであると、私には思われる。それに反して、理論的に言って、決定的な脱出策が歴史的・社会的過程の「包括的で、筋の通った、説得力のある説明」<sup>(49)</sup>の中にしか見出せないということが強く指摘されるとするならば、マックス・ホルクハイマーが一九三二年に定式化したような、「現在の社会状況の正しい理論」<sup>(50)</sup>に関する

——問題のある——要請が、社会的変化を捉える動因(Motives)として、絶えず分析的・体系的に前提されるばかりでなく、また不可避的に、理論的には影響力を及ぼす制約が逆に打ち立てられることになる。そうすることによつて、まさしく社会的に不安定な状況にこそ、「政治的行動のチャンス」を示すことのできる、かの「最小限度」の相違が見逃されることになるであろう。

ところで、こうしたむしろ方法論的所見は、「本稿の」論議の対象となつている問題群にとってどういう意味を持つのであろうか。

ヘラーによつて支持され、熱烈に主張された政治構想は——それは、一九三〇年の「ワイマール」憲法制定記念日

に、キール大学の学生達をして行なつた彼のすばらしい講演「ワイマール憲法における自由と形式」において模範的に定式化されているのであるが——やはり、構想そのものに決して帰することのできないようなアンビバレンントな立場を示している。

政治的戦略のレベルでは、すなわち、社会立法と社会権を用いて、私経済的に組織された社会を民主主義的でかつ社会主義的な社会へと、一步ずつ近づけて行こうとする戦略のレベルでは、こうした「ヘラーの」政治的立場は、そもそもワイマール共和国の民主主義的左派の内部では唯一の理論的に納得の行く、そして実践政治的に有望な立場であつたよう私には思われる。

このテーゼは、権力政治的に見てのこの「ヘラーの」政治構想の失敗——この失敗は一九三三年のナチスの「権力掌握」によつて初めて引き起こされたのではなく、すでにハインリヒ・ブリューニングとその緊急命令体制下で部分的に非常にはつきりと現れていたものであつたが——を考察に入れても、なお妥当するであろう。なぜなら、全体に

わたつての原則的な批判のすべては、要するに、この政治構想が批判的立場として、同時にワイマール共和国の社会政治的ディレンマからの一つの脱出策を指示することがで起しかるべき可能性を提供したに違いないという点を、想起しなくてはならないからである。萌芽の形であっても実践政治的に「ワイマールに代わる」一つの選択肢を提供することのできたものは、権力政治的、組織的に見ても、また量的視点から見ても、ドイツ共産党反対派（KPO）のような「急進的左翼」でも、またSAPDのどちらでもなかつたのである。そして、ドイツ共産党（KPD）の理論と政策は、——これを、オシップ・K・フレヒトハイム、エンツォ・コロッティ、ヘルマン・ウェーバーが明らかにしているが——反議会主義的であつたばかりでなく、政治的には原則的に言つて反生産的であった。KPDの政策<sup>ボリティイック</sup>が結果的には労働運動の弱体化に及ぼした影響は、それを見逃すことができないであろう。一九一九年のヴェディング（Wedding）党大会以降といふわけではないが、KPDの社会民主党和自由労働組合に対する「統一戦線の申し出」が、実

際のところ、もっぱら戦術的に根拠づけられたものとして解釈されているが、こうした解釈を生み出すのに、当時のKDPの政策が、「政党」連合政治的に見ても、大いに与かっていたのであつた。それに加えて、最後に考えられるのは、構造問題、すなわち、社会民主主義とボルシュヴィズムの対立激化である。つまり、「社会民主主義と共産主義の違いは、思うに、社会民主主義といわゆる『ブルジョア』政党との違いよりも大きいであろう。社会民主主義政党は正真正銘の民主主義政党である。<sup>(51)</sup>」

結論として何が残るのであろうか？歴史的「真理」の諸契機を伝え得るような結論は、そもそも定式化されるのだろうか？ワイマール共和国期に、ヘルマン・ヘラーによつて代弁され、追求されてきた政治構想は、言うまでもなく「ワイマールのそれとは」原則的に異なつた経済社会的な枠組み条件下では、ワイマール・デモクラシーの安定を維持し、さらにそれを社会主義的方向へ向けて拡大させる可能性を開いていた構想として考察することができよう。この構想が何ら実を結ぶことがなかつた理由として、本質

の上にそれ程の要因があつてゐるが、その中の1つは立場の問題であるが、本稿で取り上げて少しではあるが、論究した。

政治的に「健在だ」1つの立場のみが——アーバン、ルの立場は、ベンス・ケルヒ<sup>(5)</sup>によるもの同様に、系統立てて遺憾をねたのであるが——、結論のところ、「せんの」が「かばかりではあるが、それで政治主主義を維持する成果を達成することができたであらへ、ふれべくある。

- (一) *Hermann Heller*, Rechtsstaat oder Diktatur? (1929/1930), in *Heller*. Gesammelte Schriften, Leiden/Tübingen 1971, Bd. 2, S. 443 ff. [西村総・日本盤太郎訳「近頃國族が独裁か」、日本盤太郎・他訳『ホトヤム昭和初期の政局』辰巳・木曜社、一九二〇年] ふつまゆる。
- (二) *Bernhard Blanke*, Theorien zum Verhältnis von Staat und Gesellschaft, in *Bernhard Blanke/Ulrich Jürgens/Hans Kastendiek*, Kritik der Politischen Wissenschaft, Frankfurt 1975, 2 Bde., Bd. 1, S. 164.
- (三) *Blanke*, Staat und Gesellschaft, aaO. (Ann.2), S. 163 f.
- (四) *Ernst Fraenkel*, Abschied von Weimar? (1932), in *Fraenkel*, Zur Soziologie der Klassenjustiz und Aufsätze zur Verfassungskrise 1931 - 32, Darmstadt 1968, S. 72.

ふつまゆる。

- (五) *Blanke*, Staat und Gesellschaft, aaO. (Ann. 2). S. 167; *Blanke*, Der deutsche Faschismus als Doppelstaat, in: Kritische Justiz, 1975, Heft 3, S. 225.

- (六) ルの政治の文官化、政治が、他の諸職能・私的組織に従へて、決断主義的に単純な「11類型」(entweder/oder) に選択して、そのたまはるゝ、政治が政治行為の内面の分化を現る形が認められる。

(七) 社会民主主義の政治が、このあたりはマルクス主義の政治理念を得たるからハーベーは、しかし、回転全体主義的ハーベーの積極的受容へは向の関係ある。

- (八) *Hans Mommsen*, Die Sozialdemokratie in der Defensive: Der Immobilismus der SPD und der Aufstieg des Nationalsozialismus, in *Mommsen* (Hrsg.), Sozialdemokratie zwischen Klassenbewegung und Volkspartei, Frankfurt 1974. S. 118 ff.
- (九) *Helga Grebing*, Flucht vor Hitler? Historiographische Forschungsergebnisse über die Aussichten des Wielerstandes der Arbeiterbewegung gegen die nationalsozialistische Machtübernahme, in: Aus Politik und Zeitgeschichte. Beilage zur Wochenzeitung 'Das Parlament', 29. Januar 1983. S. 42.

(2) Otto Kirchheimer, Restriktive Bedingungen und

revolutionäre Durchbrüche, in *Kirchheimer*, Politische

Herrschaft, Frankfurt 1967, S. 30.

(11) Richard Saage, Das Dilemma der Sozialdemokratie

in Deutschland und Österreich 1918 - 1934, in: Jahr-

buch des Instituts für Deutsche Geschichte der Uni-

versität Tel-Aviv, Bd. IX (1980), 429 ff. ふるまわす

(2) Heller, Rechtsstaat oder Diktatur?, aaO. (Ann. 1).

Bd. 2, S. 451. [福澤諭吉 190°]

(13) Fritz Naftali, Wirtschaftsdemokratie (1928), 4.

Aufl., Frankfurt/Köln 1977. [ヨアヒム・ナフタリ著  
翻訳] 題名の本翻訳 1928年 ふるまわす

(14) Rudolf Kuda, Das Konzept der Wirtschaftsdemo-  
kratie, in Heinz-Oskar Vetter (Hrsg.), Vom Soziali-  
stengesetz zur Mitbestimmung, Köln 1975, S. 253 ff.  
ふるまわす

(15) Heller, Rechtsstaat oder Diktatur?, aaO. (Ann. 1).

Bd. 2, S. 443 ff. [福澤諭吉 190°] Hermann

Heller, Freiheit und Form in der Reichsverfassung

(1930), in Heller, Schriften, aaO. (Ann. 1). Bd. 2.

S. 371 ff. ふるまわす

(16) Wolfgang Luhardt, Bemerkungen zur Formel vom

‘Sozialen Rechtsstaat’, in Prokla. Zeitschrift für poli-  
tische Ökonomie und sozialistische Politik, 22 (1976),

S. 161 ff.

(2) Otto Kirchheimer, Legalität und Legitimität (1932),

in *Kirchheimer*, Politische Herrschaft, aaO. (Ann.

10), S. 26.

(2) Ernst Fraenkel, Die Krise des Rechtsstaats und die

Justiz (1931), in *Fraenkel*, Zur Soziologie der Klassen-

justiz, aaO. (Ann. 4), S. 52.

(2) Otto Kirchheimer, Weimar - und was dann? (1930),

in *Kirchheimer*, Politik und Verfassung, Frankfurt

1964, S. 155 Ann. 19.

(2) 此田豊だらえ 三月八日 - 1932年 ふるまわす

ルートヴィッヒの政治小説 Jürgen C. Heß, Wandlungen

im Staatsverständnis des Linksliberalismus der Weima-

rer Republik 1930 - 1933, in Karl Holl (Hrsg.),

Wirtschaftskrise und liberale Demokratie, Göttingen

1978, S. 46 ff.

(2) Heller, Rechtsstaat oder Diktatur?, aaO. (Ann. 1),

Bd. 2, S. 443 ff. [福澤諭吉 190°] Franz Neu-

mann, Demokratischer und autoritärer Staat, Frankfurt

1967 (Reihe Basis), S. 27 ff.; 177 f. [フランツ・ニュ-

マン著者証の付記] 封印書房新社 1971年  
川口販賣社 1971年 ふるまわす

(2) Dirk Stegmann, Die Erben Bismarcks, Köln 1970.

ふるまわす

- (33) *Horst Ehmke*, Was ist des Deutschen Vaterland?, in *Jürgen Habermas* (Hrsg.), Stichworte zur 'Geistigen Situation der Zeit', 2 Bde., Frankfurt 1979, Bd. 1, S. 51 ff. (57).
- (24) *Franz Neumann*, Die soziale Bedeutung der Gründrechte in der Weimarer Verfassung (1930), in *Neumann*, Wirtschaft, Staat, Demokratie. Aufsätze 1930 – 1954, hrsg. von *Alfons Söllner*, Frankfurt 1978, S. 74. ↗¶¶¶¶¶
- (25) *Kirchheimer*, Weimar – und was dann?, aaO. (Ann. 19). ↗¶¶¶¶¶
- (26) *Ernst Fraenkel*, Chronik (22. Mai 1932), in *Hugo Sinzheimer/Ernst Fraenkel*, Die Justiz in der Weimarer Republik. Eine Chronik, hrsg. von *Thilo Ramm*, Neuwied 1968, S. 368.
- (27) *Otto Kirchheimer*, Die Verfassungslehre des Preußen-Konflikts (1932), in *Kirchheimer*, Funktionen des Staats und der Verfassung, Frankfurt 1972, S. 42.
- (28) *Peter Lösche*, Über den Zusammenhang von reformistischen Sozialismustheorien und sozialdemokratischer Organisationspraxis in der Weimarer Republik, in *Horst Heimann/Thomas Meyer* (Hrsg.), Reformsozialismus und Sozialdemokratie, Berlin/Bonn 1982, S. 13 ff.: *Peter Lösche/Michael Scholting*, Sozialdemokratie als Solidargemeinschaft, in *Richard Saage* (Hrsg.), Politische Konzeptionen der Sozialdemokratie zwischen den Weltkriegen, erscheint Frankfurt 1984. ↗¶¶¶¶¶
- (29) *Hermann-Josef Rupieper*, 'Der Kampf gegen die nationalsozialistische Seuche': Die Werbeabteilung der SPD und die Auseinandersetzung mit der NSDAP 1929 – 1932, in: Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung (IWK), 1983, Heft 1, S. 1 ff.; *Helga Grebing*, Gewerkschaftliches Verhalten in der politischen Krise der Jahre 1930 – 1933, in: Gewerkschafts-Zeitung, 43. Jahrgang, Berlin 1933. Reprints zur Sozialgeschichte, Berlin/Bonn 1983, S. 7 ff. ↗¶¶¶¶¶
- (30) *Henryk Skrzypczak*, Kanzlerwechsel und Einheitsfront. Abwehrreaktionen der Arbeiterbewegung auf die Machtübergabe an *Franz v. Papen*, in: IWK (aaO. [Ann. 29]), 1982, Heft 4, S. 482 ff. ↗¶¶¶¶¶
- (31) *Hermann Weber*, Die KPD als Sektion der Kommunistischen Internationale. Politische Auswirkungen der Strukturprobleme auf die Linke im politischen System der Weimarer Republik, in *Lothar Albertin/Werner Link* (Hrsg.), Politische Parteien auf dem Weg zur parlamentarischen Demokratie in Deutschland, Düssel-

dorf 1981, S. 177 ff. サムライナ。

(32) *Rudolf Hilferding*, Probleme der Zeit, in: Die Gesellschaft, 1924, Heft 1, S. 13. [ナラルス「政治の問題」]・田中・山本・『政治の問題』所収、新編訳、1982年、ナウ。

(33) *Jürgen Bergmann/Klaus Megert*, Gesellschaftliche Mobilisierung und negative Partizipation, in *Peter Steinbach* (Hrsg.), Probleme politischer Partizipation im Modernisierungsprozess, Stuttgart 1982, S. 376 ff. サムライナ。

(34) *Hermann Heller*, Staatslehre (1934), in *Heller*,

Schriften, aaO. (Ann. 1). Bd. 3. S. 235 f. (1. Aufl. S. 137 f.). [ナラルス「国家論」]・未来社、1971年、110頁-110頁。

(35) *Carl Landauer*, Die Wege zur Eroberung des demokratischen Staates durch die Wirtschaftsleiter, in: Hauptprobleme der Soziologie. Erinnerungsgabe für Max Weber, Hrsg. *Melchior Pabyi*, München 1923, Bd. 2. S. 116 f. サムライナ。

(36) *Peter v. Oertzen*, Die Aufgabe der Partei, Bonn/Bad Godesberg 1974, S. 87; *Horst Ehmke*, Beiträge zur Verfassungstheorie und Verfassungspolitik, Königstein/T 1981, S. 605. サムライナ。

(37) *Walter Eucken*, Zum sozialdemokratischen Staats-

verständnis zwischen den Weltkriegen, in *Heimann/Meyer*, Reformsozialismus, aaO. (Ann. 28). S. 99 ff.

(38) *Otto Kirchheimer*, Von der Weimarer Republik zum Faschismus, hrsg. von *Wolfgang Luthardt*, 2. Aufl., Frankfurt 1981. サムライナ。

(39) *Ernst Hamburger*, Dialektik der staatsrechtlichen Entwicklung in der Wirtschaftskrise (1932), in *Wolfgang Luthardt* (Hrsg.), Sozialdemokratische Arbeiterbewegung und Weimarer Republik, 2 Bde., Frankfurt 1978, Bd. 2. S. 27 ff.

(40) *Fraenkel*, Zur Soziologie der Klassenjustiz, aaO. (Ann. 4). サムライナ。

(41) *Wolfgang Luthardt*, Kontinuität und Wandel in der politischen Theorie *Franz L. Neumanns*, in: IWK (aaO. [Ann. 29]). 1983, Heft 3, S. 329 ff. サムライナ。

(42) *Kirchheimer*, Die Verfassungslehre des Preußischen Konflikts, aaO. (Ann. 27). S. 45.

(43) *Heller*, Staatslehre, aaO. (Ann. 34), Bd. 3. S. 359 (1. Aufl. S. 247). [ナラルス「政治の問題」]・ナウ。

(44) *Hermann Heller*, Politische Demokratie und soziale Homogenität (1928), in *Heller*, Schriften, aaO. (Ann. 1). Bd. 2, S. 426.

- (45) *Kirchheimer*, Legalität und Legitimität, in *Kirchheimer*, Politische Herrschaft, aaO. (Ann. 10), S. 8.
- (46) *Heller*, Staatslehre, aaO. (Ann. 34), Bd. 3, S. 229  
(1. Aufl. S. 132). [註記 1100]°
- (47) *Hermann Heller*, Das Berufsbeamtenamt in der deutschen Demokratie (1930), in *Heller*, Schriften, aaO. (Ann. 1). Bd. 2, S. 379 ff. 註記 1100°
- (48) *Bernhard Blanke*, Sozialdemokratie und Gesellschaftskrise, in *Wolfgang Luthardt* (Hrsg.), Sozialdemokratische Arbeiterbewegung, aaO. (Ann. 39), Bd. 2, S. 400.
- (49) ‘*ソциアル・リバウンドの問題とその歴史的背景*’  
*Günter Frakenberg* u.a., Politische Tendenzwende und Entwicklung des Rechts, in *Mehdi Tohidipur* (Hrsg.), Der bürgerliche Rechtsstaat, 2 Bde., Frankfurt 1978, Bd. 1, S. 237. 註記 1100°
- (50) *Max Horkheimer*, Bemerkungen über Wissenschaft und Krise (1930), in *Horkheimer*, Kritische Theorie der Gesellschaft, Frankfurt 1968, Bd. 1, S. 8.
- (51) *Franz Neumann*, Die Arbeiterbewegung in Westdeutschland (1952), in ders., Wirtschaft, Staat, Demokratie, aaO, (Ann. 24), S. 398.
- (52) *Wolfgang Luhardt*, Politiktheoretische Aspekte im Werk von Hans Kelsen, in: *Richard Saage* (Hrsg.), Politische Konzeptionen der Sozialdemokratie zwischen Weltkriegen, aaO. (Ann. 28). 註記 1100°  
‘*ソциアル・リバウンドの歴史とその問題*’ (Der soziale Rechtsstaat. Gedächtnisschrift für Hermann Heller 1891-1933, hrsg. von Christoph Müller und Ilse Staff, 1984, Nomos) 註記 1100°  
Staat, Demokratie, Arbeiterbewegung. Hermann Hellers Analysen im Kontext der zeitgenössischen sozial demokratischen Diskussion) 註記 1100°  
‘*ソциアル・リバウンドの歴史とその問題*’ (Staatslehre in der Weimarer Republik. Hermann Heller zu ehren, suhrkamp

taschenbuch wissenschaft 547, 1985) が公表されたが、その中にも本論文は取められてゐる。これにくラーによるマルクス主義の批判とくラーとケルゼンの関係を取り扱つた二編を加えた十一編について、現在、訳者は名古屋大学教授山口利男氏と共に我が国におけるくラー研究者十余名の協力を得てその邦訳を進めてゐる。このくラー記念論集の邦訳の公刊に先んじて村田克己教授の古稀を祝して訳者担当の本論文の拙訳を公表する所とした。

本論文の執筆者W・ルートベルト博士は、ナチス時代アメリカに亡命し、ナチス支配体制を「三重国家」として規定したと知られる、西ドイツにおける現代政治学再建者の一人・ゲルリン自由大学教授ヨルンスト・フレンケルの弟子で、昨年『ハイマール共和国における社会民主主義の憲法論』(Sozialdemokratische Verfassungstheorie in der Weimarer Republik, Westdeutscher Verlag, 1986) で学位を取得するも、ゲルリン自由大学政治学部や助手を務めていたが、その後その身分は不明である。訳者が西ドイツ在外研究中の一九八〇年頃、ややこぐルマ

ン・くラー、オットー・キルヒハイマー、フランツ・ノイマン、ベンス・ケルゼン、フーラ・シンシハイマー等の社会民主党系理論家の公法・政治理論の若手研究者として西ドイツで知られており、次の編著がある。

Otto Kirchheimer, Von der Weimarer Republik zum Faschismus, Frankfurt a. M., 1981; Sozialdemokratische Arbeiterbewegung und Weimarer Republik, 2 Bde., Frankfurt a. M., 1978.